

令和4年度税制改正等について

1. ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

ガス供給業について、令和4年の導管部門の法的分離、他のエネルギーとの競合や新規参入の状況と見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、これらの法人に対する課税方式の見直しが行われました。（令和4年4月1日以後開始する事業年度から適用。）

(1) 特定ガス供給業

対象法人	区分	法人事業税率	特別法人事業税
特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行う法人	収入割	0.48%	62.5%
	付加価値割	0.77%	
	資本割	0.32%	

(2) (1) 以外の一般ガス供給業（普通法人と同様の課税方式）

対象法人	区分	法人事業税率	特別法人事業税率	
資本金1億円超の普通法人	収入割	—	260%	
	付加価値割	1.2%		
	資本割	0.5%		
	所得割	1.0%		
資本金1億円以下の普通法人等	収入割	—	37%	
	所得割	400万以下		3.5%
		400万超		5.3%
		800万以下		
		800万超		7.0%

2. 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し

令和4年4月1日以後開始する事業年度から、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人に係る法人事業税の所得割について、段階税率を廃止するとともに、これらの部分に係る標準税率を1%とする等の所要の措置が講じられました。

	区分	法人事業税率	特別法人事業税
所得割	年400万円以下の金額	1.0%	260%
	年400万円を超800万円以下の金額		
	800万円超の金額		

3. 積極的な賃上げ等を促すための措置

(1) 大法人

法人税における賃上げ税制にあわせ、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた法人に対して、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値額から控除する措置が講じられました。(2年間の時限措置)

(2) 中小法人

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に大胆に引き上げた上で、適用期限が1年延長(令和6年3月31日)されました。

4. その他の主な改正

ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長(3年)、オープンイノベーション促進税制の拡充、グループ通算制度の施行に伴う所要の措置等が講じられました。

本件に対する問合せ ⇒ 各県税事務所 法人担当まで

中央県税事務所	043(231)2300	旭県税事務所	0479(62)0772
千葉西県税事務所	043(279)7111	東金県税事務所	0475(54)0223
船橋県税事務所	047(433)1278	茂原県税事務所	0475(22)1721
松戸県税事務所	047(361)2279	館山県税事務所	0470(22)7117
柏県税事務所	04(7147)8743	木更津県税事務所	0438(25)1110
佐倉県税事務所	043(483)1114	市原県税事務所	0436(22)2171
香取県税事務所	0478(54)1314		

<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/jimusho/index.html>